

## 【横浜花咲法律事務所 報酬基準】 R5.12.1～現在

※弁護士費用特約（支払限度額 300 万円）ご利用の方は、ご自身の負担は一切ありません。以下は、特約ご利用がない場合のご案内となります。

### ◇基本的な考え方

文書作成やチェックなどのご依頼を除き、私が「代理人」として介入し法律事務を行うほとんどのご依頼案件において、弁護士費用は、「着手金」と「報酬金」から成り立っています。

着手金は、ご依頼の際にお支払いいただくものです。

交通事故等の被害で、賠償金の支払いがほぼ確実に予定されている事案においては、事故被害でお仕事などにも損害が出ているであろうことに鑑み、報酬金と同時の支払い（後払い）とさせていただくことが可能ですが、それ以外の案件では、基本的に着手金は事件着手時にお支払いいただいております。

着手金の金額は、22 万円（税込）が原則となり、特に難解な案件においては 33 万円～44 万円とさせていただくことがございます。

ご紹介案件で、特にお支払いが困難な事情がある場合は、11 万円とさせていただくこともございますが、原則 22 万円以上と考えていただければと存じます。丁寧なサービスを維持するため、また、正規料金でお支払いいただいている他のご依頼者様との関係もございまして、着手金の分割払いや免除には原則として応じておりません。日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助持込も行っておりません。悪しからずご了承くださいませようお願いいたします。

報酬金の計算基準は、現在も多くの弁護士が準拠している、旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準に則っております。

その他、実費は当然のことながらお支払いいただくこととなります。細々した実費は私が立て替えて報酬請求時にまとめて精算としますが、訴訟提起に際しての手数料（印紙代）は訴額によっては高額になるため、その際は提起時にお支払いいただきます。

事案によって金額が変わってくるため、どうしても弁護士の費用基準はわかりづらくなりがちですが、相談時に、可能な限り具体的な見積りを作成してお示ししますので、ご安心ください。

次ページに具体的な金額・計算基準を記載します。

## ◇費用基準（すべて税込額です）

### ①着手金

原則 22 万円

難解な事案 事案の性質に応じて 33 万円～44 万円

※交通事故案件などで、加害者付保険会社からの支払いがほぼ確実に予定されている場合は、報酬金と同時の後払いとする。

訴訟移行時追加着手金 11 万円

### ②報酬金

経済的利益（原則として、私が介入した後にご依頼者様が獲得した金額）に応じて、以下の通り計算する。

経済的利益が 300 万円以下の場合	経済的利益の 17.6%
300 万円を超え 3000 万円以下の場合	経済的利益の 11% + 19 万 8000 円
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	経済的利益の 6.6% + 151 万 8000 円
3 億円を超える場合	経済的利益の 4.4% + 811 万 8000 円

### ③日当（1 回の出張・出廷あたり）

往復 2 時間を超え 4 時間まで 3 万 3000 円

往復 4 時間を超え 7 時間まで 5 万 5000 円

往復 7 時間を超える場合 11 万円

### ④宿泊費

委任事務遂行のために宿泊が必要な場合、1 泊あたり一律 7700 円

### ⑤その他、金銭換算し難い報酬

- ・離婚事件（離婚を求める側）

離婚成立に際し、33 万円（その他経済的利益があれば、それに関する報酬を上記基準に照らし別途加算）

- ・労働事件（地位確認で復職を求める側）

復職に際し、33 万円（その他バックペイや解決金等の経済的利益があれば、それに関する報酬を上記基準に照らし別途加算）

- ・その他の案件については、旧日本弁護士連合会報酬基準を参考に協議する。

以上